

市街地再開発事業予定区域の区域内における制限について

- 市街地再開発事業の都市計画が決定されましたことにより、都市計画法に基づき地区内において、土地の売買や、建物の建築について以下の制限がかかりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

建築物の建築について（都市計画法第53条）

①以下のいずれかの項目に該当する建物は、新たに建築することができません。

- 3階以上の建物
- 地下のある建物
- 主要構造部が、木造・鉄骨造・コンクリートブロック造、その他これらに類する構造以外の構造（鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造など）である建物

②以下の全ての項目に該当する建物の建築には、原則として市長の許可が必要となります。

- 2階以下で地下のない建物
- 主要構造部が、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これらに類する構造である建物
- 容易に移転し、又は除却することができる建物

※但し、以下のいずれかの項目に該当する場合、市長の許可は必要ありません。

- 2階以下で、地階のない木造の建築物の改築又は移転
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

土地の有償譲渡について（都市計画法第57条）

- 地区内の土地の有償での譲渡の際、市長への届出が必要となります。

（この場合、事業を円滑に進めるため、届出をした土地について富士市が売却予定者に代わり、購入する場合があります。）

- 届出書の提出につきましては、富士市役所市街地整備課（市役所6階）で受け付けます。

※売買を進める前に、必ず担当窓口までご相談ください。

上記の内容について、ご不明点等ございましたら以下までお問合せ下さい。

【都市計画法第53条】建築物の建築について・・・

富士市都市整備部都市計画課 電話 0545-55-2786

【都市計画法第57条】土地の有償譲渡について・・・

富士市都市整備部市街地整備課 電話 0545-55-2797